

十勝圏域健康づくり地域・職域連携推進連絡会要領

1 目的

生涯を通じた健康づくりを推進するため、壮・中年期の人々が属する職域保健と地域保健との連携により、それぞれの機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、地域の実情を踏まえたより効果的・効率的な保健事業を展開し、「すこやか北海道21」及び「十勝圏域健康づくり事業行動計画」の推進を図ることをもって地域住民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目的とする。

2 実施主体

北海道十勝総合振興局保健環境部

3 十勝圏域健康づくり地域・職域連携推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）の設置

- (1) 地域の実情に応じた協力体制による、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供や健康管理体制を整備・構築するため、推進連絡会を設置する。
- (2) 推進連絡会は、5に掲げる関係機関の中から構成する。
- (3) 推進連絡会は、次の内容について協議等を行う。
 - ア 健康課題等の情報交換・共有
 - イ 連携事業の企画、実施
 - ウ 連携・協働体制の推進

4 事業内容

- (1) 地域特性に応じた協力体制による継続的な健康管理が可能となるような体制整備に関する事。
- (2) 地域における関係機関への情報提供と連絡調整や健康に関する情報収集、ニーズ把握等を行い、当医療圏特有の健康課題を特定し、地域特性に応じた健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を行う。
 - ア 現状分析
 - イ 課題の明確化、目標設定
 - ウ 連携事業のリストアップ
 - エ 連携内容の検討・決定及び提案
 - オ 連携内容の具体化・実施計画の作成
 - カ 連携事業の実施
 - キ 評価資料及び評価方法の設定

5 構成機関

推進連絡会の構成機関が推進連絡会の意義について共通理解を図り、相互に連携すること、また構成機関は以下のとおりとし、別表に定める団体等とする。

- (1) 地域保健関係機関
十勝総合振興局保健環境部、市町村（地域保健部門）
- (2) 職域保健関係機関
帯広労働基準監督署、帯広地域産業保健センター、帯広商工会議所、北海道商工会連合会十勝支所、農業・漁業協同組合、事業所、医療機関医療機関
- (3) 医療関係団体
帯広市医師会、十勝医師会
- (4) その他関係機関・団体
郡市歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等、必要に応じて随時参画を求める。

6 事務局

事務局は、北海道十勝総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

7 その他

- (1) 事業の実施にあたり、個人情報保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をする。
- (2) 他の健康づくりを目的とした協議会等との連携を図る。
- (3) 推進連絡会は令和2年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、連絡会設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (4) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、平成22年 5月 6日から施行する。

付則

この要領は、平成25年 3月11日から施行する。

付則

この要領は、平成26年 1月10日から施行する。

付則

この要領は、平成28年 2月 2日から施行する。

付則

この要領は、令和3年（2021年）3月31日から施行する。

別表 十勝圏域健康づくり地域・職域連携推進連絡会関係機関一覧

	構成機関・事業所等
地域保健関係機関	十勝総合振興局保健環境部 帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
職域保健関係機関	帯広労働基準監督署 帯広地域産業保健センター 帯広商工会議所 北海道商工会連合会十勝支所 パナソニック スイッチングテクノロジーズ株式会社 (株) 土木技術コンサルタント 芽室町農業協同組合 広尾漁業協同組合
医療関係団体	帯広市医師会 十勝医師会 JA北海道厚生連帯広厚生病院